

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第294号)

平成16年2月2日

横情審答申第294号

平成16年2月2日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年7月18日建宅指第229号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「宅地造成等規制法（第52規1134号）荏田12-1 「工区を表した区域図」法
7、港北第二地区調整土地計画図法24 2/2、宅地造成に関する工事の一部完
了検査済証、港北第二地区現況計画重図法35 2/2及び宅地造成工事審査調書
（都市計画局港北ニュータウン建設事務所分）」の開示決定に対する異議申立
てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「宅地造成等規制法（第52規1134号）荏田12-1 「工区を表した区域図」法7、港北第二地区調整土地計画図法24 2/2、宅地造成に関する工事の一部完了検査済証、港北第二地区現況計画重図法35 2/2及び宅地造成工事審査調書（都市計画局港北ニュータウン建設事務所分）」を開示した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私宅宅地が「一部完了検査済証」を受けているか否か、受けているとすればいつ頃分かる文書及びその審査調書（宅造のみ）。（参考までに港北ニュータウン課から交付された航空写真と平面図を添付しますので事実と整合する審査調書及び完了検査済証）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年1月4日付で行った「宅地造成等規制法（第52規1134号）荏田12-1 「工区を表した区域図」法7（以下「文書1」という。）、港北第二地区調整土地計画図法24 2/2（以下「文書2」という。）、宅地造成に関する工事の一部完了検査済証（以下「文書3」という。）、港北第二地区現況計画重図法35 2/2（以下「文書4」という。）及び宅地造成工事審査調書（都市計画局港北ニュータウン建設事務所分）（以下「文書5」という。以下文書1から文書5までを「本件申立文書」という。）の開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第10条第1項に該当するため全部を開示したものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求に対しては、異議申立人（以下「申立人」という。）宅地が所在する工事完了検査工区を特定した上で、申立人宅地を含む工区「荏田12-1」の工事完了検査時期を示す行政文書である本件申立文書を開示している。申立人宅地が「荏田12-1」に含まれることは、文書1により確認できる。
- (2) 本件申立文書のほかに、申立人宅地が所在する工事完了検査工区の完了検査済証はない。

4 申立人の意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとともに、請求に係る行政文書を正しく特定して開示することを求める。
- (2) 今回、横浜市から開示された文書は、当該文書ではない。すなわち、開示された審査調書の記載事実は航空写真が示す事実と整合しておらず、開示された文書は私宅の完了検査済証ではない。航空写真が示す事実と整合する完了検査済証（審査調書）が他にないか正しく特定した上で開示し直していただきたい。
- (3) 宅地造成工事における「完了検査済証」交付条件の一つとして、横浜市は擁壁の中間検査を義務付けている。すなわち、擁壁築造に際して 根切り時 地盤高まで組積した時 立ち上がりから1/3の高さまで組積した時の3回にわたって擁壁の中間検査を実施することになっている（「許可条件」）。

交付された文書（審査調書）によれば、中間検査の実施期間は昭和60年9月30日～昭和61年7月8日までとなっている。しかしながら、航空写真を見ると私宅は昭和61年12月の時点でさえも、まだ、崖地のままであり、中間検査の対象となる擁壁は存在していない。

- (4) 当該文書（正しく特定された文書）ではないものを開示しながら「あるものは全て開示した。他に文書はない」とする今回の処分は問題をすりかえた横暴なものと言うべきである。

当該文書が存在せず「他に文書がない」のならば、本来「文書不存在」と回答すべきである。事実を事実として認め、あるがままを開示するのが真の情報公開である。したがって、ここでまず議論されるべきは開示されたものが当該文書であるか否かではないはずである。

にもかかわらず、その議論もせず、（開示された「12-1」の審査調書は航空写真と不整合であると主張する）私の異議申立てには反論もしないまま、このような処分が行われる現状は、横浜市の情報公開に対する姿勢を疑わせるものである。要するに、当該文書ではないものがどれほど開示されたとしても無意味である。

なお、私は開示されたものが当該文書ではないことは窓口等で何回か抗議をしているが、担当課は航空写真と審査調書の不整合を認めて（「確かに矛盾している」と言いつつも）図面ひとつを根拠にして主張をかえず、「航空写真と図面とどちらが事実

を反映しているか」という私の問いにも答えたことがない。

- (5) 開示された文書（「12-1」宅造審査調書）と私宅の航空写真が整合しているとするならば、私宅も審査調書「12-1」に示された擁壁の中間検査（実施期間 昭和60年9月30日～昭和61年7月8日）を受けていなければならない。しかし、航空写真（昭和61年12月撮影）によると私宅の擁壁は昭和61年12月の時点でさえもまだ築造されていないので、「12-1」の中間検査を受けることは不可能である。従って、開示された文書は「12-1」と航空写真は明らかに不整合である。すなわち、開示された文書は「当該文書ではない」ということになる。

処分理由書も「不整合」については全く反論していないのであり、「不整合」を認められた形になっている。航空写真が示す事実には逆らえないからである。

航空写真と審査調書（12-1）の不整合は、私宅が「12-1」の中間検査を受けていないことを示している。その中間検査とは、一部完了検査済証交付の最低条件のひとつとされているので、中間検査を受けない宅地が完了検査済証を交付されることはありえない。故に、私宅が「12-1」の中間検査を受けていないとすれば、「12-1」の一部完了検査済証もを受けていないことになる。港北NTでは中間検査の重要性に鑑み、完了検査済証交付に際しては全て中間検査の実施期間を示す仕組みになっている。

- (6) 宅地指導課は「申立人宅地が所在する工事完了検査工区を特定したうえで」と述べているが、その特定方法は「工区を表した区域図」ひとつであることを認めている。つまり「図面ひとつ」である。しかしながら「図面と航空写真」ではどちらが事実を反映しているかは明らかである。百歩譲り、仮に図面（工区を表した区域図）が書き誤りではなく正しいとしても、「中間検査」を受けない宅地が完了検査済証を交付されることはありえない。開示された完了検査済証「12-1」が私宅を示す当該文書ではないとする由縁である。

- (7) 横浜市は、私宅の「着工届」を平成元年6月30日に受理している。これは、一部完了検査済証「12-1」の交付後2年以上経った時期に当たる。先に完了検査済証（昭和62年3月31日）を交付し、その2年後に着工届を受理することなどありえず、この意味でも「12-1」は私宅の一部完了検査済証ではない。

また、私宅の航空写真と審査調書「12-1」を見て、宅地指導課係長（技術担当）も元港北NT事務所宅造係長もそれぞれ「中間検査の日付けが合わないので「12-1」は申立人の一部完了検査済証ではない」という趣旨の発言をしている。宅地造成工事の完了検査を実地に行ってきた責任者というべき人達とこうまで矛盾する回答

(文書)が今回開示されたということも納得しがたいことである。

- (8) 「荏田12-1」における中間検査は、審査調書「荏田12-1」に記載されたもの(昭60・9・30~61・7・8)以外には存在しないことを宅地指導課自身が文書(建宅指562号)で認めている。この非開示通知は「(中間検査の実施期間については審査調書のとおりであるが)中間検査の実施日の特定はできないので、その部分は非開示とする」という趣旨のものであるが、これは正に実施日の特定以外には非開示の部分はないことを改めて確認したものである。要するに、審査調書に示された中間検査が全てであり、他に記載漏れをした中間検査はないこと、従って申立人宅は中間検査を受けていないこと、を更に裏付けたものといえる。

このように、「荏田12-1」の中間検査は審査調書記載分以外には存在せず、どう考えても申立人は、「荏田12-1」の中間検査を受けえないにもかかわらず、「荏田12-1」の中間検査を受けたとする)宅地指導課の決定は自らの文書(建宅指562号)と矛盾するものである。この点につき、なお一層の説明が必要である。

- (9) 私宅は設計図通りに造成されていなかった。この点は公団も認めて謝罪し、「直す」との回答があったが、待てない事情があったので、近所の土木屋さんに直してもらっている。
- (10) 公団工事第二課の課長、係長ともに何度か「申立人の完了検査済証が「荏田12-1」で出ていることを知らなかった(自分達は申請していない)。申立人の収益開始が早すぎた」旨の発言をしている(平3・1・8、平3・12・20他)。工事課とは現場の責任者であり、「着工届」、「完了検査」等の申請の実務を担当するところであるが、その直接の最高責任者の発言の意味は大きいものである。横浜市は「公団の発言は関知しない」としているが、工事課の各種発言と「着工届」、航空写真等の文書は合致しているのであり、無視をしてよいというものではない。
- (11) 「完了確認」とは都計局港北NT事務所が実施する「宅造工事の完了検査」であり、宅造法による完了検査(合同検査)に先立って実施されるものである。ところが航空写真に照らせば、私宅はこの「完了確認」さえも受けていない(61年12月に入ってから、私宅の崖を削って整形し、擁壁のための根切りをしたのち、地盤強度を確認し、さらに基礎地盤に砕石等を敷いて締め固めたのち、型枠を設置して基礎コンクリートを打ち、しばらく養生をしたのち、間知ブロックを13段も積み重ね、この間3回にわたり中間検査を受けながら、その一方で宅盤の整地・締め固め作業を行うという工程を考えたとき、12月19日実施の「完了確認」にはとても間に合わない)。この点は港

北ニュータウン課も認めている（平13・11・27）。

ましてや公団検査が終わらなければ、横浜市への「完了確認検査申請」は行われませんが、検査を担当する公団工事課は私宅着工届を「荏田12工区存置整備工事」（届出、平元・6・30）で申請しているため、この時期に私宅の「完了確認検査申請」を行うことはありえない。

- (12) 審査調書によれば、完了検査済証「荏田12-1」の母体工事は着工届「荏田12工区（7）街区二次造成工事」とされている。この着工届図面とは、この工事による「完成図」を示すものであるが、見事に航空写真と整合している。すなわち、着工届図面によれば、私宅は崖地の形（擁壁なし）に設計されていることから、母体工事はもともと私宅の完成は予定していなかったことが分かる。航空写真もまたそのことを裏付けている。

また、その他の宅地についても着工届の設計図どおりに全て全部完成していることは航空写真によって確認される。これは航空写真の撮影日が「完了確認」の時期であることを考えれば当然のことである。

この設計図どおりに完了した区域及び状況が、完了検査区域「荏田12-1」、すなわち「真正の区域図12-1」である。

横浜市は「完了検査図面「荏田12-1」の中に申立人宅が含まれている」としているが、実際の航空写真によれば、このように私宅は、少なくとも「完了確認」の時点では、「区域図12-1」の中には完成形としては含まれていない。百歩譲り、このあと62年3月10日の完了検査日までに私宅擁壁が急遽作られ、「中間検査」、「完了確認」を得たとするならば、その日付けは審査調書に記載されているはずだが、その記載はどこにもない。

なお、もうひとつの母体工事は「橋梁C-13付帯他工事（12- 街区の1宅地分）」として記載されているが、これは許可された工事名ではないので設計図もなく、「12- 街区」には宅地もある中で、「1宅地」の位置すら不明である。しかし、この工事における「中間検査及び完了確認の実施日は審査調書に記載のとおりである」旨横浜市が回答しており、NT課も私宅はこの中間検査は受けていないとしているので除外できる。

- (13) 私宅の変更届は「12-1」では提出されていない。変更届も完了検査済証を得る大事な条件である。すなわち、変更届なくしては許可内容とは異なった工事を行ったことになり、宅造法に違反するものである。宅造の変更届は実際上は「変更事前審査

願」であるが、港北ニュータウン事務所は「12-1」では「変更届は出されていない」とメモを残してくれている（宅造係長・庶務係長）。

なお、宅造係長は私宅の「変更事前審査願」は「荇田12工区存置整備工事」で出されていたことを2回以上認めている（面談・電話）。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン宅地造成工事について

港北ニュータウン事業は、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団、旧日本住宅公団。以下「公団」という。）施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき昭和53年9月30日第52規1134号で横浜市と公団との間で協議が成立しており、横浜市は、この協議成立条件として擁壁工事等の工程に応じて中間検査を受けることを公団に義務付けている。

当該宅地造成工事は、宅地造成の対象区域が広範囲であることから、区域を複数の工区に分けて段階的に行われており、工区ごとの工事が完了した場合には、横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号）第10条の規定に基づき工事の一部完了検査が行われている。

なお、港北ニュータウン宅地造成工事については、平成9年3月にすべて完了している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、港北ニュータウン宅地造成工事の「荇田 12-1」一部完了検査済証の交付を決定する際に作成された決裁文書の一部であり、その内容は次のとおりである。

ア 文書1は「荇田 12-1」工事完了検査工区の区域を表した図面で、街区番号が表示された地図に「12-1」の範囲が太線で示されている。

イ 文書2は、「荇田 12-1」工事完了検査工区の計画の街区割り及び地番を表示した図面の一部である。

ウ 文書3は、「荇田 12-1」工事完了検査工区について、横浜市長が宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していることを証明するために公団に交付した文書の写しである。

エ 文書4は、「荇田 12-1」工事完了検査工区の現況の地形図に計画の区画割りを

重ねて表示した図面の一部である。

オ 文書5は、「荏田 12- 1」工事完了検査工区の宅地造成工事一部工事完了検査の審査結果を記録したものである。

(3) 文書特定について

ア 申立人は、次の理由から本件申立文書は正しく特定された文書ではないと主張していると解される。

(ア) 文書5には中間検査実施期間は昭和60年9月30日から昭和61年7月8日までと、完了確認日は昭和61年12月19日と記載されているが、昭和61年12月撮影の航空写真では申立人宅地に擁壁は確認できないので、申立人宅地は「荏田 12- 1」の中間検査及び完了確認を受けていない。

(イ) 港北ニュータウンでは、完了検査済証交付に際して、宅地造成工事審査調書（以下「審査調書」という。）にすべて中間検査の実施期間を記載することが義務付けられていたので、中間検査が行われていれば審査調書に記録されているはずである。

(ウ) 申立人宅地を含む着工届「荏田12工区存置整備工事」は、「荏田 12- 1」の一部完了検査済証交付後2年以上たった平成元年6月30日に受理されている。先に完了検査済証を交付し、その2年後に着工届を受理することはありえないので、「荏田 12- 1」は申立人宅地の一部完了検査済証ではない。

(エ) 「荏田 12- 1」の母体工事は着工届「荏田 12 工区(7)街区二次造成工事」であり、この着工届図面は航空写真と整合している。もう一つの母体工事は「橋梁C-13 附帯他工事(12- 街区の1宅地分)」と記載されているが、これは設計図もなく、1宅地の位置すら不明である。

(オ) 申立人宅地の航空写真と文書5を見て、宅地指導課職員や港北ニュータウン事務所職員も「荏田 12- 1」は申立人宅地の一部完了検査済証ではないという趣旨の発言をしている。また、公団職員は、申立人宅地の完了検査済証が「荏田 12- 1」で出ていることを知らなかったという趣旨の発言をしている。

イ 当審査会では、このような申立人の主張について検討するため、平成14年11月22日に実施機関の事情聴取を行った。その内容は、次のとおり要約される。

(ア) 申立人宅地が所在する工事完了検査工区を「荏田 12- 1」と特定し、当該工区の「宅地造成に関する工事の一部完了検査済証」を開示した。申立人宅地が「荏田 12- 1」工事完了検査工区に含まれることは、今回開示した文書1で確認できる

ほか、第10回変更届の街区図及び土地区画整理法第76条の許可関係文書でも確認できる。

- (イ) 文書5には、中間検査実施期間が昭和60年9月30日から昭和61年7月8日まで及び完了確認日が昭和61年12月19日と記載されているが、昭和61年12月撮影の航空写真では申立人宅地に擁壁は確認できない。このため、文書5に記載された期間には申立人宅地擁壁の中間検査は含まれないと判断している。申立人宅地擁壁の中間検査実施期間の記録は残されていないと判断している。
- (ロ) 港北ニュータウン宅地造成工事の大部分の審査調書には、中間検査の記録が記載されているが、中間検査記録の記載が義務付けられているのではない。港北ニュータウン以外の地区の審査調書には、中間検査記録は記載していない。
- (ハ) 申立人宅地は、平成元年6月30日に受理した着工届「荏田12工区存置整備工事」の図面に含まれている。しかし、申立人宅地の土地区画整理法第76条の許可が昭和62年12月25日におりていることから、申立人宅地の実際の着工届ではないと判断している。

申立人宅地の造成については、簡易な工事として着工届が不要であったと判断している。昭和52年2月1日に横浜市と公団との間で締結した協定では、「公団は、全体協議成立後、造成工事（簡易な工事は除く）に着手する際は、事前に市関係局と設計協議のうえ、着工届を提出し、工事に着手するものとする。」と規定されており、簡易な工事の場合は着工届が不要とされていた。簡易な工事の場合は、着工届に準じた図書として「変更事前審査願」が提出されることとなっているが、「変更事前審査願」は保存期間3年の書類であるため、現在は保存されておらず、確認することはできない。

- (ニ) 文書5に記載されている「橋梁 C-13 附帯他工事（12- 街区の1宅地分）」については、着工届が提出されていないので、簡易な工事であると推測されるが、文書が保存されていないため区域等を確認することはできない。

ウ 以上のような申立人と実施機関の主張を踏まえ、「荏田 12- 1」一部完了検査済証の対象区域に申立人宅地が含まれるか等について検討を行った。

- (ホ) まず、申立人宅地が「荏田 12- 1」工事完了検査工区に含まれていることが確認できるとして実施機関が提出した文書について見分を行った。

文書1では、「荏田 12- 1」工事完了検査工区の範囲が太線で示されており、各街区番号が表示されている。この図を見ると申立人宅地が所在する 12- 街区

には、「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれている部分と含まれていない部分があり、街区内の区画割りが表示されていないため、申立人宅地が「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれているかどうかは明確ではない。しかし、文書 1 の街区の形と、宅地の区画割りが示されている文書 4 を照らし合わせてみると、申立人宅地が「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれていることが確認できる。

第10回変更届では、「図- 6 12大街区図」が添付されており、文書 1 とほぼ同様の区域が示されており、同様の判断ができる。

また、申立人宅地に建築物を新築するための土地区画整理法第76条に規定する許可を決定した決裁文書の中に、施行者である公団の意見書が添付されており、その意見書の中に申立人宅地の一部完了検査済証が昭和62年 3 月31日に交付されていること及び造成地名が「12- 1」であることが記載されている。

これらのことから判断すると、申立人宅地が「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれているとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(イ) 次に、申立人が文書 5 と航空写真が不整合であると主張していることから、文書 5 及び航空写真の見分を行った。

文書 5 には、中間検査及び完了確認の記録として「 中間検査 ・橋梁 C-13 附帯他工事（12- 街区の 1 宅地分） ・荇田 12 工区(7)街区二次造成工事 S60.9.30～S61.7.8 まで計 36 回 完了確認 S61.12.19」と記載されている。一方、昭和 61 年 12 月撮影の航空写真を見分したところ、申立人宅地の部分には擁壁が存在していないと認められる。したがって、文書 5 に記載されている中間検査実施期間及び完了確認日に申立人宅地擁壁の中間検査実施期間及び完了確認日の記録は含まれていないと考えるのが合理的である。

しかし、このことをもって、申立人宅地が「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれるものではないと結論付けることはできない。申立人は、港北ニュータウンでは、完了検査済証交付に際して、審査調書にすべて中間検査の実施期間を記載することが義務付けられていたので、中間検査が行われていれば審査調書に記録されているはずであると主張するが、審査調書に中間検査及び完了確認の記録を記載することを義務づける規定がないことなどを考え合わせると、その当・不当の問題は別として、何らかの理由で申立人宅地擁壁の中間検査及び完了確認実施の記録が文書 5 に記載されなかったということも考えられるからである。

(ウ) さらに、申立人は、航空写真と整合する申立人宅地の審査調書の開示を求めて

いるので、そのような審査調書が存在するかについて検討を行った。

申立人宅地擁壁は、昭和61年12月撮影の航空写真及び土地区画整理法第76条に規定する許可申請の日付から、昭和61年12月から昭和62年12月までの間に築造されたと判断され、中間検査及び一部完了検査もこの期間に行われていると推測される。このため、荏田12工区で昭和62年12月までに行われた一部完了検査を調査したところ「荏田 12- 1 」及び「荏田 12- 2 」の2つの工事完了検査工区が存在した。「荏田 12- 1 」審査調書は文書5であり、前述のとおり航空写真と整合しないものである。「荏田 12- 2 」審査調書については、中間検査記録が「昭和60年9月30日から昭和61年7月8日まで計36回の一部」と記載されており、申立人宅地擁壁が築造されたと推測される期間と整合しなかった。

また、荏田12工区以外の審査調書についても見分したが、申立人が求める事項を記載した審査調書の存在を確認することはできなかった。

- (I) 申立人宅地を含む着工届「荏田12工区存置整備工事」は、「荏田 12- 1 」の一部完了検査済証交付後2年以上たった平成元年6月30日に受理されている。この点については、事務手続上問題があることは否定できないが、このことをもって、申立人宅地が「荏田 12- 1 」一部完了検査済証の対象区域に含まれないと結論付けることはできない。

このほか、申立人は、港北ニュータウン事務所職員や公団職員が申立人宅地は「荏田 12- 1 」ではないという趣旨の発言をしていたと主張しているが、その真偽については、当審査会では確認することはできない。

エ このように、当審査会としては、文書5の記載内容に申立人宅地擁壁の中間検査実施期間及び完了確認日の記録は含まれていないとする申立人の主張に妥当性が認められるとしても、申立人宅地が「荏田 12- 1 」工事完了検査工区に含まれるとする実施機関の説明に関しては、特段不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を開示した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年7月18日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・審議
平成14年11月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年11月8日 (第2回第二部会)	・審議
平成14年11月22日 (第3回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成14年12月25日 (第4回第二部会)	・審議
平成15年3月31日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年4月10日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年6月26日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年8月22日 (第18回第二部会)	・審議
平成15年9月26日 (第20回第二部会)	・審議
平成15年10月9日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・審議
平成15年10月24日 (第22回第二部会)	・審議
平成15年11月12日 (第23回第二部会)	・審議
平成15年11月28日 (第24回第二部会)	・審議
平成15年12月12日 (第25回第二部会)	・審議
平成15年12月25日 (第26回第二部会)	・審議
平成16年1月16日 (第27回第二部会)	・審議

